

後期高齢者医療制度のお知らせ

① 新保険証を送付します

8月1日(土)から使用する新しい保険証(桃色)を、**7月下旬**に被保険者ごとに郵送します(申請は必要ありません)。

8月になっても保険証が届かない場合や、保険証の記載事項に誤りがある場合は、担当までご連絡ください。

また、窓口や簡易書留郵便での受け取りを希望する人は、7月10日(金)までに担当までご連絡ください。

新保険証 【桃色】

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限 平成28年 7月31日	
被保険者番号	1 2 3 4 5 6 7 8
住所	新潟市中央区新光町4番地1
氏名	広域 花子 女
生年月日	昭和 8年 4月 1日
被保険開始日	平成 20年 4月 1日
有効期日	平成 20年 4月 1日
交付年月日	平成 27年 8月 1日
一部負担金の割合	1割
保険者番号並びに被保険者の名称及び印	3 9 1 5 0 0 0 8 新潟県後期高齢者医療広域連合

医療費の自己負担割合について

毎年、同一世帯の後期高齢者医療制度加入者の前年中の所得に応じて医療費の自己負担割合を判定します。新しい保険証の「一部負担金の割合」の欄に記載されている割合は8月1日から1年間適用となる自己負担の割合です。

限度額適用・標準負担額減額認定証は

別に郵送します

住民税非課税世帯の人を対象に、窓口での自己負担額や入院時の食事代の軽減を受けることができる認定証です。

現在、認定証を受けていて、8月以降も対象となる人には、8月1日から使用できる認定証を保険証とは別に郵送します。

新しい認定証は、現在お持ちのものと同じ色ですので、病院などに提示する際は、交付年月日などを確認し、間違いのないよう注意してください。

内容をよく確認してください



国保室 富樫

●問い合わせ
保健医療課国保室
☎53-2111
(内線252~254)

② 後期高齢者医療保険料額の決定通知書を送付します

後期高齢者医療保険料額の決定通知書を**7月中旬**に郵送します。4月分の年金から仮に算定した保険料を納めている人には、平成26年中の所得が確定しましたので、今年度の正式な保険料額をお知らせします。

また、納付方法を変更したい場合は、お問い合わせください。

保険料の納付方法と納付時期

○ 4月以降の年金からすでに納めている人【特別徴収】

4月	6月	8月	10月	12月	2月
仮徴収			本徴収		

確定した年間保険料額から4・6・8月に納めた額を差し引いて、残った額を10月・12月・2月に分けて年金から納めます。

○ 7月から納付書または口座振替で納める人【普通徴収】

4~6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
納付なし	納付書または口座振替の納付								

確定した年間保険料額を平成27年7月から平成28年3月までの9回に分けて納めます。月々納める保険料額は、通知書に記載されていますので、ご確認ください。

●問い合わせ 税務課保険税係 ☎53-2111(内線223、224)